

別表（第9条関係）

特定個人情報等を 取り扱う事務の範囲	当該事務において取り扱う 特定個人情報等の範囲	事務取扱担当者
源泉徴収票作成事務	氏名、個人番号、生年月日、住所、職員番号（受給者番号）その他源泉徴収票作成事務に係る税務署及び市区町村への届出様式に記載される事項	以下に掲げる職員のうち、保護管理者が指定する者 ・ 本部においては総務部給与課職員 ・ 施設においては総務担当職員
雇用保険届出事務	氏名、個人番号、被保険者番号、性別、生年月日、住所、電話番号、続柄、払渡希望金融機関に係る情報、その他雇用保険届出事務に係る公共職業安定所への届出様式に記載される事項	以下に掲げる職員のうち、保護管理者が指定する者 ・ 本部においては総務部職員課職員 ・ 施設においては総務担当職員
健康保険・厚生年金保険届出事務	氏名、個人番号、生年月日、住所、職員番号、被保険者番号、基礎年金番号、その他健康保険・厚生年金保険届出事務に係る健康保険組合及び年金事務所への届出様式に記載される事項	
財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書届出事務	氏名、個人番号、生年月日、住所、職員番号、その他財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書届出事務に係る金融機関及び税務署への届出様式に記載される事項	
国民年金法の第三号被保険者届出事務	氏名、個人番号、生年月日、住所、職員番号、その他国民年金法の第三号被保険者届出事務に係る年金事務所への届出様式に記載される事項	
厚生年金基金の給付に係る源泉徴収票作成に関する届出事務	氏名、個人番号、生年月日、住所、その他源泉徴収票作成事務に係る厚生年金基金への届出様式に記載される事項	
支払調書作成事務	氏名、個人番号、生年月日、住所、その他支払調書作成事務に係る税務署への届出様式に記載される事項	以下に掲げる職員のうち、保護管理者が指定する者 ・ 本部においては経理部資金管理課職員、総務部職員課職員並びに支払調書作成に必要な個人番号の収集、システム登録及び廃棄に携わる職員 ・ 施設においては総務担当職員並びに支払調書作成に必要な個人番号の収集、システム登録及び廃棄に携わる職員